

騒音規制法による規制地域の分類について

騒音規制法に基づく騒音の規制地域区分			都市計画法の用途地域	
特定工場等	特定建設作業	自動車騒音		
第 1 種区域	第 1 号区域	a 区域	第一種低層住居専用地域	
第 2 種区域			第二種低層住居専用地域	
			第一種中高層住居専用地域	
			第二種中高層住居専用地域	
		b 区域	第一種住居地域	
第二種住居地域				
準住居地域				
第 3 種区域		c 区域	近隣商業地域	
第 4 種区域			商業地域	
			準工業地域	
			工業地域	学校、保育所、病院及び診療所（入院施設の有るもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の周囲約 80 メートル以内の区域
上記以外の区域				

※「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域。

「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」には、都市計画法第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域内であって、都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画により「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」の用途が定められた地域を含む。

振動規制法による規制地域の分類について

振動規制法に基づく騒音の規制地域区分		都市計画法の用途地域	
特定工場等	特定建設作業		
第 1 種区域	第 1 号区域	第一種低層住居専用地域	
		第二種低層住居専用地域	
		第一種中高層住居専用地域	
		第二種中高層住居専用地域	
		第一種住居地域	
		第二種住居地域	
		準住居地域	
第 2 種区域		近隣商業地域	
		商業地域	
		準工業地域	
		工業地域	学校、保育所、病院及び診療所（入院施設の有るもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の周囲約 80 メートル以内の区域
	上記以外の区域		
	第 2 号区域		

※「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域。

「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」には、都市計画法第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域内であって、都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画により「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」の用途が定められた地域を含む。